

重 要

燃料サーチャージ制の届出をお願いします

日頃より、協会運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現下の燃料価格高騰を受け、各トラック運送事業者は事業存続に係る大きな危機に直面しています。

そのような中、燃料サーチャージ制につきましては、先日 FAX により導入促進をお願いしておりましたが、現在取り組んでおります「標準的な運賃」では、軽油価格を100円/ℓで算出されており、それを超えた場合にはサーチャージ運賃を設定する簡便な方法により収受することが可能と定められています。

燃料サーチャージ制の届出は、届出書に算出根拠となる車両燃費を記入して運輸支局に提出するだけで燃料サーチャージ制の届出済みとなり、このような簡単な手続きが出来る期間は限られております。

なお、会員の皆様が燃料サーチャージ制を導入することにより、荷主への運賃・料金値上げに対する強力な交渉材料になりますので、制度へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 当協会のホームページのトピックス欄に燃料サーチャージ制導入のための関係書類を掲載しております。

【既に標準的な運賃を届出されている会員】

**①届出書 ②別添1 車両燃費の2点に記入して運輸支局に届出
(令和2年3月以前に届出した事業者については、改めて届出が必要です。)**

令和4年3月2日

一般社団法人札幌地区トラック協会 業務部

TEL : 011-751-4231

FAX : 011-712-4206